第１回門真市地域包括支援センター選定委員会　議事録

開催日時　令和５年５月 18 日（木）午後２時から午後２時 55 分まで

開催場所　門真市役所　本館２階　大会議室

議題
（１）会議の公開・非公開について
（２）門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会について
（３）門真市地域包括支援センターにかかる圏域について
（４）門真市地域包括支援センター運営基本方針及び委託仕様書について
（５）門真市地域包括支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（案）及び審査基準（案）について
（６）門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会スケジュール（案）について

出席者

学識経験者
岡田　進一

保健・医療団体を代表する者
外山　学

福祉団体を代表する者
藤江　冬人
森田　隆之

公認会計士
北岡　愼太郎

本市職員
吉井　義輝

市及び事務局出席者　宮本市長
北倉高齢福祉課長
西本高齢福祉課課長補佐
小林高齢福祉課課長補佐
樋上高齢福祉課主任

有吉高齢福祉課主任
中谷高齢福祉課係員
市瀬高齢福祉課係員

議事録

事務局：
　それでは、定刻になりましたので、ただいまより第１回門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会を開催いたします。私は、本日司会をさせていただきます、高齢福祉課の北倉と申します。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて司会をさせていただきます。
　この度、委員の皆様におかれましては、ご多忙にも関わらず、本選定委員会委員の就任を快くお引き受けいただき、また、本日はご出席いただき、誠にありがとうございます。
　まず初めに、携帯電話につきましては、電源を切っていただくか、マナーモードにしていただきますよう、お願いいたします。
　次に、机上に置かせていただいているマイクの説明をいたします。ご発言いただく際は、本体部分のスイッチを押してオンにしていただき、ランプが付きましたらご発言ください。ご発言後は、再度スイッチを押していただきマイクをオフにしてください。
　なお、本日の会議は、議事録作成のため録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。
　また、本日の議事録は、議事録作成システムを使用するため、明瞭にご発言いただきますようご協力をお願いいたします。
　それでは、事前にお渡しのうえ、本日ご持参いただいている配付資料の確認をさせていただきます。皆様、配付資料はお持ちいただいていますでしょうか。大丈夫でしょうか。

事務局：
　本日の資料につきましては、「第１回の次第」、「資料１門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会委員名簿」、「資料２門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会の会議公開要領（案）」、「資料３門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会の会議傍聴要領（案）」、「資料４門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会について」、「資料５門真市地域包括支援センターにかかる圏域について」、「資料６門真市地域包括支援センター運営基本方針」、「資料７門真市

地域包括支援センター運営業務委託仕様書」、「資料８門真市地域包括支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（案)」、「資料９門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定審査基準（案)」、「資料 10 門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会スケジュール（案)」、「参考資料１門真市附属機関に関する条例【抜粋】」、「参考資料２門真市附属機関に関する条例施行規則【抜粋】」、「参考資料３審議会等の会議の公開に関する指針」、「参考資料４門真市情報公開条例【抜粋】」、「参考資料５門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」、「参考資料６門真市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」、「参考資料７門真市地域支援事業実施要綱（案)」、また、本日机上に配付させていただきました資料といたしまして、「資料８門真市地域包括支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（案）の差し替え分」、「資料９門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定審査基準（案）の差し替え分」この２点に関しては差し替えをお願いいたします。また、追加資料としまして、メールでもお送りしました申請様式も配付させていただいております。以上となっております。不足等はございませんでしょうか。

事務局：

本日は、委員６名中６名のご出席をいただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第５条第２項の規定により本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、お席につきましては、事務局で指定させていただいております。併せてご了承くださいますよう、お願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿って会議を進めさせていただきます。

まず、会議に先立ちまして、宮本市長よりご挨拶を申し上げます。

宮本市長：

皆様お疲れ様でございます。

第１回門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会の開催にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

平素は、市政の各般とりわけ高齢者福祉に、様々なご支援をいただいていることに心から感謝申し上げます。

ご案内の通り、平成 12 年に介護保険がスタートした折に、門真市は守口市、四條畷市と共にくすのき広域連合を組んで、事業を進めてまいりました

が、この度、令和６年３月末をもちまして解散する運びとなりました。
　今後、各市で介護保険事業を進めていく中で、今まさしく地域包括ケアを含めて事業を推進していく中で、地域包括支援センターの役割が非常に重要であります。制度が変わっていく中、また複雑化、多様化していく中で、地域包括支援センターが、市民とりわけ高齢者のみなさんが地域で安心して暮らしていくために重要な拠点となります。
　委員の皆様には、事業の要となります事業者を適切に選定いただきますようお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。
　ありがとうございました。

事務局：
　ありがとうございました。
　なお、市長につきましては、誠に恐縮でございますが、他の公務のため、ここで退室をさせていただきます。
　続きまして、次第２「委員等の紹介」でございます。
　私から見まして右手奥から順にご紹介させていただきます。
　学識経験者としまして、大阪公立大学大学院生活科学研究科教授の岡田進一委員でございます。
　その隣、保健・医療団体代表としまして、一般社団法人門真市医師会議長の外山学委員でございます。
　その隣、福祉団体代表といたしまして、社会福祉法人門真市社会福祉協議会次長の藤江冬人委員でございます。
　次に、左手奥から、福祉団体代表といたしまして、門真市民生委員児童委員協議会副会長の森田隆之委員でございます。
　その隣、日本公認会計士協会より公認会計士の、北岡愼太郎委員でございます。
　その隣、本市職員の保健福祉部長、吉井　義輝委員でございます。
　続きまして、事務局を紹介いたします。
　次に、高齢福祉課課長補佐の西本でございます。
　次に、高齢福祉課課長補佐の小林でございます。
　次に、高齢福祉課主任の樋上でございます。
　次に、高齢福祉課主任の有吉でございます。
　次に、高齢福祉課の中谷でございます。
　次に、高齢福祉課の市瀬でございます。
　改めまして、私は、高齢福祉課長の北倉でございます。よろしくお願いいたします。

次に、次第３の「委員長及び副委員長の選任について」に移ります。
選定委員会の委員長及び副委員長は、門真市附属機関に関する条例施行規則第４条第１項の規定により、委員の互選により各１名を定めることとなっておりますが、委員の皆様、いかがいたしましょうか。

藤江委員：
貴重なお時間ですので、事務局より説明のありました、委員長・副委員長につきまして、委員長としましては、大学教授としまして、社会福祉に関する知識を十分お持ちで、また、介護・福祉・保健領域での地域生活支援のあり方などにつきましても幅広く研究されている岡田委員を、また、副委員長としましては、医師として、門真市内の地域医療にも貢献されており、また、介護保険制度に加え、保健福祉についても高い見識をお持ちの外山委員を推薦させてもらいたいと思いますけれども、皆様いかがでしょうか。

事務局：
ただいま、藤江委員より、委員長には岡田委員、副委員長には外山委員にとのご推薦がありましたが、委員の皆様、他にご意見はございませんでしょうか。
他にご意見がないようですので、委員長は岡田委員に、副委員長は外山委員へお願いすることとしてよろしいでしょうか。

異議なし、との声あり

事務局：
ありがとうございます。それでは委員長に岡田委員、副委員長に外山委員で決定いたしましたので、どうぞよろしくお願いいたします。
岡田委員長、外山副委員長におかれましては、お席の移動をお願いいたします。
それでは、委員長及び副委員長が就任されたことに伴い、代表して岡田委員長より、一言ご挨拶をお願いいたします。

岡田委員長：
ただいま、委員の皆様から委員長にご推挙賜りました、岡田でございます。
委員の皆様におかれましては、本日を含め、４回にわたり、門真市地域包括支援センター運営業務委託の受託候補者の選定を行うことになりますが、外山副委員長とともに重責を果たしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、委員の皆様とともに、円滑に選定を進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

事務局：
ありがとうございました。
それでは、ここからは門真市附属機関に関する条例施行規則第５条第１項の規定によりまして、岡田委員長に議長をお願いいたします。

岡田委員長：
それでは、これ以降は、私が着座にて議事を進めさせていただきます。
それではまず、次第４の議題１会議の公開・非公開について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：
はい、会議の公開・非公開についてご説明をいたします。
参考資料の３及び４をご覧ください。
本市では、審議会等の会議の公開に関する指針により、公開・非公開を委員会の長が、会議に諮って決定することとなっております。
指針の第３条に、審議会等の会議は公開するものとするとありますが、同条第１号に門真市情報公開条例第６条各号に掲げる不開示情報に該当する情報に関して審議等を行う場合は会議を公開しないことができるとされています。
本選定委員会で行う委託事業者の選定に関しましては、参加事業者より事前に提出された書類、及び事業者が実施するプレゼンテーション並びに質疑応答等の内容には、特定の個人を識別することができる情報が含まれていること、開示することにより当該法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあること、また、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため、門真市情報公開条例第６条の規定に基づき、非公開とすることが妥当であると考えております。
また、会議録公表の際には、プレゼンテーション部分等の詳細な記載を行わないことが適当であると考えております。
会議開始から現時点までは非公開としておりますが、これ以降の会議の公開・非公開についてご審議いただきますようお願いいたします。

岡田委員長：
はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局より、本選定委員会の公開・非公開及び会議録について提案がありましたが、何かご意見ご質問等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。
特段ないようでしたら、本会議につきましては非公開とさせていただき、会議録につきましてはプレゼンテーション部分等の詳細な記載を公表しないこととさせていただきたいと存じます。これにつきまして、事務局より補足の説明がありましたらお願いいたします。

事務局：
はい、ただいまご承認いただきました会議の非公開につきまして、本日の選定委員会は、あらかじめ、会議の公開が決定された場合のみ傍聴可という条件を付して、事前に市役所別館１階の市情報コーナーにてご案内をさせていただいております。
傍聴希望者がいる場合は、非公開と決定した旨を説明いたします。
それでは、本日の会議の傍聴についてご報告させていただきます。
本日は現時点で傍聴希望者はおりませんので、その旨ご報告させていただきます。

岡田委員長：
はい、ありがとうございました。
それでは続きまして、議題２門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：
それでは、議題２門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会について、ご説明させていただきます。
資料４をご覧ください。
門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会は、門真市地域包括支援センターの運営業務を委託する事業者を選定するための委員会で、事業者については、公募型プロポーザル方式による選定を予定しており、応募書類の提出があった事業者について、法人に関する事項、運営方針・事業計画等の審査、及びプレゼンテーション並びにヒアリング等にて評価していただき、受託候補者の選定を行うもので、委員構成は、学識経験者、保健・医療・福祉団体を代表する者、公認会計士、本市の職員としております。
地域包括支援センター運営協議会で承認された運営基本方針及び委託仕様書等に基づき、本選定委員会においてプロポーザル実施要領、選定基準、選定スケ

ジュールを決定していただきます。
　議題２門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会についての説明は以上でございます。

岡田委員長：
　はい、ありがとうございました。
　ただいまの事務局の説明につきまして、何かご意見ご質問等ございますでしょうか。
　よろしいでしょうか。
　では、特段ご意見がないようですので、続きまして、議題３門真市地域包括支援センターにかかる圏域について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：
　それでは、議題３門真市地域包括支援センターにかかる圏域について、ご説明させていただきます。
　資料５をご覧ください。
　資料の地図は、現在くすのき広域連合が設置している門真市域の地域包括支援センターの圏域で、令和６年４月に門真市が設置する地域包括支援センターについても、下記の圏域を引継ぐことが決定しております。
　地域包括支援センターの圏域につきましては、人口規模や地域における日常生活圏域との整合性に配慮し、最も効果的・効率的に業務が行えるよう設定する必要があり、平成 18 年に介護予防事業を推進するため、地域包括支援センターを設置することとなった際、地理的条件や人口規模を基に、くすのき広域連合として、現在の圏域を設定いたしました。
　圏域の設定につきましては運営協議会の承認を得る必要があり、現在の圏域は、高齢者が住み慣れた、地域における日常生活圏域と整合性がとれており、地域住民にも広く認知され利用されていることから、令和５年２月９日に開催しました、第１回門真市地域包括支援センター運営協議会において、現在の圏域を引継ぐことで承認され、市として決定したものでございます。
　議題３門真市地域包括支援センターにかかる圏域についての説明は以上でございます。

岡田委員長：
　はい、ありがとうございました。
　たただいまの事務局の説明につきまして、何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。
特段ないようでしたら、次に、議題４門真市地域包括支援センター運営基本方針及び委託仕様書について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：
それでは、議題４門真市地域包括支援センター運営基本方針及び委託仕様書について、ご説明させていただきます。
資料６及び７をご覧ください。
門真市地域包括支援センター運営基本方針につきましては、参考資料５から７までの例規に基づき、門真市地域包括支援センターに置くべき職員数、門真市として地域包括支援センターでどのような事業を実施するのか等を定めるほか、地域包括支援センターの役割等に関する基本事項、活動計画の策定や市との連携等に関する業務推進の方針を定めたものであり、委託仕様書につきましては、委託期間及び運営基本方針に基づいた委託業務の内容を定めております。
運営基本方針及び委託仕様書につきましては、第１回運営協議会及び令和６年４月 12 日に開催しました、第２回運営協議会でご審議いただき、承認され、市として決定したものでございます。
議題４門真市地域包括支援センター運営基本方針及び委託仕様書についての説明は以上でございます。

岡田委員長：
はい、ありがとうございました。
ただいまの事務局の説明につきまして、何かご意見ご質問等ございますでしょうか。
はい、北岡委員どうぞ。

北岡委員：
資料６の２ページの４に地域包括支援センターの利用対象者は「おおむね 65 歳以上」と記載されていますが、資料７の５ページの２行目には「65 歳以上のすべての高齢者を対象」と記載されており、整合性がとれないのではないでしょうか。

事務局：
地域包括支援センターの対象者につきましては、65 歳未満であっても２号被保険者の方や、地域の方の相談等も対象としておりますので、資料６運営基本方針の２ページは「おおむね 65 歳以上」という記載になっております。資料

７の５ページの２行目につきましては、４ページの一般介護予防事業の対象者として、「65 歳以上のすべての高齢者を対象」と記載しております。

北岡委員：
　承知しました。
　もう１点、資料６の４ページの（13）業務評価に「これを受け、市は、課題分析から業務改善につなげることを意識し、地域包括支援センターの業務が適切かつ効率的に運営されているか等について、定期的に点検、評価を行い」と記載されていますが、具体的な頻度が決まっていれば教えてください。

事務局：
　現在、くすのき広域連合では、ヒアリングを年に２回程度行い、運営協議会において評価を行うのは年に１回となっております。
　今後、門真市におきましても、年１回以上評価を行っていただくことになるかと思います。

北岡委員：
　承知しました。

岡田委員長：
　はい、ありがとうございました。
　他にいかがでしょうか。
　特段ないようでしたら、次に、議題５門真市地域包括支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（案）及び審査基準（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：
　それでは、議題５門真市地域包括支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（案）及び審査基準（案）について、ご説明させていただきます。
　事前送付させていただきました資料から、一部内容を追加しましたので、本日お渡している資料８及び９をご覧ください。
　追加した内容としましては、資料８の７ページ、提出書類⑨の収支予算見込書につきまして、任意様式としておりましたが、参考様式１を作成し、令和６年度から令和８年度までの３年分と追加いたしました。また、⑮として、就業規則の写し及び給与規定等の写しを追加いたしました。なお、資料９の修正につきまし

ては、修正理由と合わせて後ほどご説明させていただきます。
　それでは、実施要領（案）及び審査基準（案）について、ご説明させていただきます。
　本プロポーザルにおける受託候補者の選定につきましては、一次審査と二次審査の合計得点で決定いたします。
　まず、一次審査についてご説明いたします。資料８の８ページをご覧ください。
　一次審査につきましては、提出書類に基づき、法人に関する事項、職員配置計画、事務所設置計画について、書類審査を行います。
　審査基準につきましては、資料９をご確認ください。
　一次審査項目の 10 項目につきまして、地域包括支援センターの運営を、適切に安定的に実施できるかを評価していただきます。
　一次審査項目の１の③の経営の安定性につきましては、事前送付させていただいた資料にカッコ書きを追加いたしました。理由としましては、資料８の７ページに記載しております提出書類の⑨収支予算見込書及び⑩決算書に基づき評価していただく項目ですが、収支計画の内容、実現の可能性等、財務に関する専門的な知識が必要であることから、公認会計士の北岡委員の評価を他の委員の評価に反映させるものと考え追加したものです。
　次に、二次審査についてご説明いたします。資料８の８ページをご覧ください。
　二次審査につきましては、提出書類に基づいたプレゼンテーション及びヒアリングによる審査となります。
　二次審査項目の 16 項目につきましては、各事業者にプレゼンテーションを実施いただき、その内容について、各事業を適切に実施できるか、地域の特性を把握した取組みになっているか、独自の取組みとしてどのような事業を実施予定か等について、評価していただきます。
　評価の採点は、委員一人あたり一次審査 45 点、二次審査 85 点、合計 130 点満点とし、出席選定委員全員の合計得点で選定します。
　一次審査及び二次審査の合計得点が最も高かった者を受託候補者とし、２番目に得点が高かった者を次点候補者として選定します。
　なお、最多得点者が複数となった場合は、二次審査の合計得点が最も高い事業者を受託候補者とします。
　なお、資料８の２ページ、最低配置職員数、配置可能職員数、委託料につきましては、第３回運営協議会で各センターに配置する職員数を承認いただく必要があるため、現時点での案となっており、変更になる可能性があります。
　また、プロポーザルの実施については契約担当の確認が必要なため、記載方法等について修正がある場合があります。

議題５門真市地域包括支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（案）及び審査基準（案）についての説明は以上でございます。

岡田委員長：
はい、ありがとうございました。
ただいまの事務局の説明につきまして、何かご意見ご質問等ございますでしょうか。
はい、北岡委員どうぞ。

北岡委員：
資料９の一次審査の１の③経営の安定性につきまして、決算書の中で、損益計算書、貸借対照表等で、経営の安定性については評価できますが、実際に業務に携わっていないと収支予算見込書等で事業の実現の可能性を判断するのは難しいです。
これまでにも、門真市で指定管理者選定等の委員をさせていただいていますが、決算書等で経営の安定性について評価をさせていただきました。

事務局：
資料９の一次審査の１の③は、経営の安定性という審査項目としておりますので、安定性についてのみ評価していただくことでよろしいでしょうか。

北岡委員：
はい、資料９に記載されている通り、経営の安定性に絞っていただければ大丈夫です。

事務局：
では、資料９に記載している通り、経営の安定性について北岡委員に評価していただき、皆さんの点数とさせていただいてよろしいでしょうか。

北岡委員：
はい、大丈夫です。

岡田委員長：
はい、ありがとうございました。
他にいかがでしょうか。

北岡委員：
　もう１点、資料８の２ページの３契約方法及び委託料の⑵に、①から⑤の委託料が記載されていますが、この①から⑤は何を指しているのでしょうか。

事務局：
　はい、資料８の２ページの３契約方法及び委託料の⑵の①から⑤は、２ページの上の⑸募集圏域のナンバーとなっております。

北岡委員：
　もう１点、１ページの２業務の概要の⑶引継ぎ実施期間等ですが、令和６年３月 31 日までの間の引継ぎの契約について、３ページの一番上にあります引継ぎ期間の委託料がこの 137 万 5000 円ということでよろしいですか。

事務局：
　はい、事業者が変更になる圏域が出てきた場合にのみ、新しい法人に 137 万 5000 円の委託料を支払うという内容になります。

北岡委員：
　くすのき広域連合が解散して令和６年４月１日から業務を実施することになりますが、引継ぎがない場合もあるということでしょうか。

事務局：
　はい、現在この５圏域で、くすのき広域連合から受託して地域包括支援センターを運営している法人が引き続き門真市からも受託した場合は、圏域も対象者も変更がないため、引継ぎが発生しないということになります。

北岡委員：
　そういう可能性もあるわけですね。
　承知しました。

岡田委員長：
　はい、ありがとうございました。
　他にいかがでしょうか。
　はい、吉井委員どうぞ。

吉井委員：

市役所で契約をする場合は、委託料の金額を示し、入札等で金額が安い方になることが多くありますが、それを防ぐために事業の内容等で評価する公募型プロポーザル方式にしたと思いますが、資料９の審査基準に価格を評価する項目がないのは、価格については評価しないということでしょうか。

事務局：

はい、通常は価格について見積書等を徴取して評価に反映をしますが、今回実施します地域包括支援センター運営業務委託につきましては、地域ごとに、高齢者人口に基づき事前に委託料を決定しております。

評価につきましては、地域の特性を把握した取り組みになっているか、独自の取り組みとして、どのような事業を実施予定かなどを評価していただきたいと考えており、価格ではなく、事業内容等でセンター業務を適切に運営できる事業者を選定していただくこととしたものです。

岡田委員長：

はい、ありがとうございました。

はい、外山副委員長どうぞ。

外山副委員長：

地域包括支援センターについては、設置からもう十数年経過しますが、今回くすのき広域連合の解散がなければ、この審査もなかったというかなり特殊な状況での審査になるかと思います。地域包括支援センターが今動いている状況の中で、来年４月から、スムーズな移行を目指すのか、あるいは、この際何らかの見直しを考えるのか、どういう立場に立つのかなかなか悩ましく、多分委員の中でもスタンスが違うとまとまらないのではという思いもあります。

そういった前提の中で、今お示しいただいたプロポーザルの実施要領で、金額や専門職の人数等、現行のくすのき広域連合の委託要件と異なっているところはあるんでしょうか。

事務局：

はい、人員的なところでは、運営基本方針９ページに記載しております認知症施策の推進の部分で、これまでくすのき広域連合では配置していなかった認知症初期集中支援チーム設置のための人員を１人分プラスしております。

また、人件費相当としまして、地域包括支援センター設置当初から十数年経過しますが、くすのき広域連合では包括的支援事業部分の委託料等が上がっていなかったため、市では包括的支援事業部分の委託料を上げて計算しておりま

す。
　その他の部分としまして、プロポーザル実施要領の２ページの３の⑶その他の①に委託料にどういった事業が含まれているのかというのを記載しておりますが、第１号介護予防支援事業、介護予防把握事業、地域介護予防活動支援事業等につきましても、高齢者人口割で委託料を決定するように委託料の計算方法を変更しております。
　また、くすのき広域連合は、地域包括支援センターを設置してから一度も委託先の見直しを行っておりませんが、数年前に見直しが必要ではないかという議論はあったようです。結果的には、プロポーザルを実施するには至っておりません。
　現在の法人にそのまま実施していただくのが一番スムーズという考え方もありますが、市として、保険者が変更になり門真市で初めて地域包括支援センターを設置することになるため、きちんと法人を選定する必要があるという判断で、公募型プロポーザルを実施することとなったものです。

外山副委員長：
　人員について、くすのき広域連合では、国が定めた基準の幅の中で、最も少ない基準で実施していたと思いますが、充実したというという理解でよろしいでしょうか。
　また、資料８の３ページの③の家賃について、くすのき広域連合でもあったのでしょうか。

事務局：
　人員につきましては、配置基準となる計算方法を変更したため、全体としてくすのき広域連合の配置よりも充実したものとなっております。
　家賃につきましては、現在の地域包括支援センターは、５圏域とも法人の敷地内に事務所を設置しているため不要ですが、以前、賃貸物件に事務所を設置していた際も家賃分は支払われていませんでした。家賃につきましては、利用者が利用しやすいところに事務所を設置していただくという市の希望もありますので、有料で賃貸物件を借りていただいた場合に支払えるよう追加したものです。

外山副委員長：
　その部分は、手厚くなったと理解してよろしいでしょうか。

事務局：

金額的なところはありますが、その部分は現在より手厚くなっております。

岡田委員長：
はい、ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。

外山副委員長：
審査基準案ですが、他の自治体等に比べても細かいように思われますが、その意図や目的があるのでしょうか。

事務局：
他の自治体と比べて評価項目が細かくなっておりますのは、独自の取組みとしてどのような事業を実施予定か、地域や他包括との連携等を評価項目に追加したため細かくなっております。

外山副委員長：
これだけ細かい評価項目の中で、二次審査の⑯その他の５点は評価に困ると思われますが、いかがでしょうか。

岡田委員長：
私からの提案ですが、門真市での地域包括支援センターの運営実績が３点というのは低いと思います。地域包括支援センターの継続性の重要さを考えると、もう少し高くてもいいと思いますので、一次審査の１の⑤と二次審査の⑯を合計した８点については、これまでの実績を踏まえた門真市での地域包括支援センター運営実績とするのはいかがでしょうか。
これまでの実績について、継続性は非常に大事な部分ですので、実績についての評価は高くする必要があると考えますが、いかがでしょうか。
はい、藤江委員どうぞ。

藤江委員：
私も、くすのき広域連合からの委託とはいえ、これまで門真市で長年地域包括支援センターを運営され、センターの場所だけでなく職員についても、高齢者や支援者にも広く認知されている事を考えると、これまで取り組んでこられた包括の評価は必要と考えます。
新しい事業者は、いろいろな提案をされると思いますが、実際に実現できるかの判断は難しいと思います。

現在、各包括に課題があり、その課題を解決するということで評価するのであれば評価内容を明確にする必要があると思いますので、検討するための資料があればと思います。

岡田委員長：
はい、ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。
はい、北岡委員どうぞ。

北岡委員：
委員長と藤江委員が言われたように、今までの運営実績に対して課題があり、課題に対する取組み等について、⑯のその他で評価するという認識でよろしいでしょうか。

岡田委員長：
では、⑯その他については、これまでの実績やこれまでの課題についての改善点等について評価することとし、審査基準に追加していただくということでよろしいでしょうか。
では、その部分だけ修正させていただく事といたします。
他にいかがでしょうか。

北岡委員：
資料８の３ページの④に「予算の減額または削減のあった場合は、当該契約を変更又は解除します」と記載されていますが、予算の減額等があれば委託料を減額するし、予算がつかなければこの事業がなくなるということでしょうか。

事務局：
１年を超える契約の場合には記載する必要がある文言で、今回の委託契約は期間が３年ですので、記載をしております。
地域包括支援センター運営業務を委託できない場合は市で運営する必要があり、市で専門職を配置して運営するのは困難なため、人件費等を考えても委託になると思います。

北岡委員：
承知しました。

岡田委員長：

他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようですので、ただいま修正意見等がございましたけれども、軽微な修正でございますので、一部修正し、基本的には事務局の原案通り決定させていただくということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございます、ではそのようにさせていただきます。

続きまして、議題６門真市地域包括支援センター運営業務委託事業選定委員会スケジュール（案）につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：

それでは、議題６門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会スケジュール（案）について、ご説明させていただきます。

資料 10 をご覧ください。

本選定委員会の開催回数は、本日を含めて計４回を予定しており、次回は令和５年９月 27 日（水曜日）を予定しております。皆様ご多用かと存じますが、スケジュールのご調整等、ご協力をよろしくお願いいたします。

次回９月 27 日につきましては、本日と同じく 14 時から、一次審査としまして、書面審査の予定としております。

その次、第３回 10 月 16 日（月曜日）につきましては、二次審査の一日目としまして、プレゼンテーション及びヒアリングの予定としております。二次審査につきましては、時間を要すると思われるため、13 時 30 分から 16 時 30 分の予定としております。

その次、第４回 11 月１日（水曜日）につきましても、二次審査の二日目の予定としており、13 時 30 分から 16 時 30 分の予定としております。

議題６門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会スケジュール（案）についての説明は以上でございます。

岡田委員長：

はい、ありがとうございます。

ただいまのスケジュールにつきまして、何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

はい、北岡委員どうぞ。

北岡委員：

資料８の５ページの８スケジュールには、二次審査が 10 月 16 日又は 11 月

１日となっており、資料 10 では二次審査１日目と２日目となっていますが、整合性がとれていないように思います。

事務局：
　圏域が５圏域ありますので、二次審査は２日間と考えており、事業者には二次審査の日時を指定して通知しますので、実施要領は「又は」としております。

北岡委員：
　承知しました。

岡田委員長：
　はい、ありがとうございます。
　他にいかがでしょうか。
　よろしいでしょうか。
　では最後に、次第５のその他といたしまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：
　はい、その他といたしまして、連絡事項を２点申し上げます。
　まず、本日の選定委員会の議事録についてですが、２週間以内に作成しまして市ホームページおよび市役所別館１階の市情報コーナーでの公表を予定をしております。委員の皆様の発言につきましては、公表前に事前にご確認いただき調整をいたしたいと思っております。議事録の案を作成次第、メール又は郵便にてお送りをいたしますので、ご確認いただきますようお願いをいたします。
　次に、次回の選定委員会は先ほどのスケジュールでもご説明いたしました通り、令和５年９月 27 日（水曜日）午後２時からを予定しております。開催通知につきましては、準備が整い次第、メール又は郵便にてお送りをいたしますので、お忙しいところ恐縮ですが、ご出席いただきますようお願いいたします。事務局からは以上です。

岡田委員長：
　はい、ありがとうございました。
　ただいまのその他事項につきまして、何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、改めまして、本日の会議の全体につきまして、何かご意見ご質問等ございましたら、この場でお伺いいたしますが、よろしいでしょうか。

いかがでしょうか。

では、ご意見等はないようですので、本日の第１回門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会は、これをもちまして終了とさせていただきます。

委員の皆様方には、本日長時間にわたりご協力いただき、ありがとうございました。